

議案第95号

北上市日本現代詩歌文学館条例の一部を改正する条例

北上市日本現代詩歌文学館条例（平成3年北上市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開館時間) <p>第3条 文学館の開館時間は、<u>午前9時から午後10時まで</u>とする。ただし、山口青邸宅・雑草園の観覧については、午前10時から午後4時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>展示室の使用、閲覧室の利用及び井上靖記念室の観覧にあっては午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 文学館の休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、山口青邸宅・雑草園については、12月1日から翌年の3月31日までの日とする。</u></p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、4月から11月までの月曜日については、展示室を使用させ、又は井上靖記念室を観覧させる</p>	(開館時間) <p>第3条 文学館の開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、山口青邸宅・雑草園の観覧については、午前10時から午後4時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第5条第1項の規定により講堂、舞台、会議室及び和室の使用を許可したときは、開館時間を午後10時まで延長することができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 文学館<u>(山口青邸宅・雑草園を除く。)</u>の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日 <u>(国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後にあって、当該休日に最も近い休日でない日)</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 山口青邸宅・雑草園の休館日は、前項第1号に掲げる日及び12月1日から翌年の3月31日までの日とする。</p>

ことができる。

3 市長が必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に開館し、臨時に使用若しくは観覧させ、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

3 市長が必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第5条第1項の規定により使用の許可を受けている場合において、当該許可の日がこの条例による改正後の第4条第1項の規定による休館日であるときは、同項の規定にかかわらず、その日を休館日としない。

令和7年2月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

#### 提案理由

日本現代詩歌文学館の休館日等を変更しようとするものである。